

平成28年 4月18日

大阪機械工具商健康保険組合

平成28年熊本県熊本地方の地震に係る災害救助法の適用に伴う健康保険の取り扱いについて

去る4月14日に発生した熊本県熊本地方の地震及びその後の続震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当該の地震により熊本県全45市町村に災害救助法の適用が決定されました。

このことに伴い、当健康保険組合の組合員の方は、被害の程度（住家全壊・半壊以上相当）により、病院などへの受診に際して支払う窓口負担の免除等を受けられる場合がありますのでお知らせいたします。

なお、詳細につきましては、当健康保険組合までご相談ください。

大阪機械工具商健康保険組合業務係

TEL 06-6533-0215